

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 3 年 6 月 5 日現在

機関番号：32686

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2020

課題番号：16K03375

研究課題名(和文)比較法的分析に基づく日常的迷惑行為の刑事法的規制

研究課題名(英文)Criminal regulation of everyday nuisances based on comparative law analysis

研究代表者

深町 晋也(FUKAMACHI, Shinya)

立教大学・法学部・教授

研究者番号：00335572

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、刑事法的な規制が十分になされていなかった日常的な迷惑行為を対象として、いかなる場合に刑事法的介入を行うことが必要かつ妥当であるのかという条件について探究することを目的とする。親密圏、特に家庭内において日常的に生じる迷惑行為を中心とした問題事情に対する刑事法的介入は、従来「法は家庭に入らず」として回避される傾向にあった。本研究においては、そうした問題領域を「犯罪の温床」としての家庭が持つ構造に由来するものとして分析しつつ、一定の解決を示した。また、それ以外の日常的な迷惑行為の刑事的規制についても、日常生活規制立法としての性質を持つことから、明確かつ限定的な規制が必要であることを示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、従来、刑事的介入が必ずしも十分に行われていなかった日常的な迷惑行為につき、特に家族内において生じるものに関して、「犯罪の温床としての家庭」という構造それ自体を研究対象とすることで、家庭内の脆弱者が問題となる様々な犯罪・問題現象に対して一貫した視座から検討し、解決するための判断枠組みを提示するものである。こうした判断枠組みは、家族における脆弱者を保護するための新たな規制の提言や評価に資するものと言え、その学術的意義のみならず、社会的意義は極めて大きいものと評価できる。

研究成果の概要(英文)：The aim of this study is to explore the conditions under which criminal intervention is necessary and appropriate in cases of everyday nuisance, which have not always been adequately regulated by criminal law. In the past, criminal intervention in problematic situations, such as nuisances that occur on a daily life in the intimate sphere, especially in the home, tended to be avoided because "the law should not intervene the home". In this study, we analyzed problems originating from the structure of the family as "a hotbed of crime", and showed a certain solution. In addition, we have shown that the criminal regulation of other everyday nuisances requires clear and limited regulation because of its nature as legislation intervening everyday life.

研究分野：刑事法学

キーワード：日常的迷惑行為 家族と刑法

1. 研究開始当初の背景

本研究の開始当初の背景は、以下の3点にある。

第1に、性犯罪を巡る一連の研究との関係である。平成19年度から採択された科学研究費・若手研究(B)「刑罰拡散化時代における刑事的規制の前提条件」の研究を進展させる中で児童ポルノの単純所持に関する論文を執筆する際に、ドイツ語圏で児童ポルノの単純所持が可罰的となる中、日常的な児童の裸体の撮影・写真などの所持といった行為の可罰性が大きな問題となっていることが判明した。また、性犯罪の比較法的検討を行う私的研究会で各国の性犯罪規定を分析し、スイスにおける性犯罪規定に関する論文を執筆する中で、職場などでの日常的なわいせつ言動が全て性的嫌がらせ罪に該当するかを巡り、こうした規定を有するスイスやオーストリアでは大きな問題が生じていることが判明した。を通じて、日常的な性的事象と可罰的な行為との限界を明確化し、適切な法的対応を可能とするための議論枠組みの必要性を認識した。

第2に、ドメスティック・ヴァイオレンス(以下DVと略)を巡る研究との関係である。平成25年度から採択された科学研究費・若手研究(B)「多角的な比較法的考察に基づく緊急避難論の新天地」において、家庭内暴力に対する反撃としての殺人と緊急避難の成否に関する論文を執筆する過程で、ドイツやスイスにおける、家庭内での日常的な言動と「家庭内暴力」との区別問題や、家庭内暴力に対する刑事的・民事的介入のあり方を巡る問題を研究し、日常的行為に対する法的介入の判断枠組みを明確化する必要性を認識した。

第3に、一連の条例研究との関係である。研究代表者は、平成19年度から採択された前掲・若手研究(B)において、路上喫煙条例・ポイ捨て禁止条例に関する論文を執筆した後、迷惑防止条例や青少年保護育成条例に代表される日常行為規制型の諸条例を検討するに当たり、例えば「卑わいな言動」といった行為の規制が、イギリスにおけるAnti-Social Behaviour Order(以下、ASBOと略)や、スイスにおける州法でも同様に問題となることを認識し、日常生活における迷惑行為をどのように規制するかについて、広く比較法的な知見を元に分析・考察し、また、条例制定に対して提言する重要性を認識した。

2. 研究の目的

(1) ドイツ語圏やイギリスにおける日常的迷惑行為を巡る諸立法・州法の研究

ドイツ語圏諸国では、性犯罪としての規制の限界線上に、卑わいな言動や性的嫌がらせに属する言動についての規制が存在し、刑法典以外にも、各種の法律や州法で規定されている。また、DVやストーキング行為、各種の問題行動(ヴァンダリズムなど)についても、各種の法律や処罰規定を連邦や州のレベルで規定している。更に、イギリスにおいては、日常的迷惑行為を包括的に規制するASBOに関して2014年改正が行われ、従来に比して実効的かつシンプルな対策の導入が目指されている。

日常的迷惑行為を巡る多様で広範な規制は、同じドイツ語圏にあっても国ごとに相当に差異があり、イギリスに至っては相当にドイツ語圏各国とは異なる。こうした差異を踏まえて包括的な検討を行いつつ、法益論や規範論との関係で唱えられている諸見解も分析し、規定内容や規制方式に関して体系的な議論を構築することで、我が国に対する示唆を得られると考えた。

(2) 我が国の解釈論的・立法論的・制度的提言に関する研究

(1)によって得られた比較法的知見に基づき、我が国の日常的迷惑行為を巡る多様な規制について包括的に把握・分析し、その解釈論的基盤を確立しつつ、日常的迷惑行為が問題となる様々な局面における解釈論的・立法論的提言を図ることを目的とした。我が国においても、各種の法律や条例によって、個人に対する迷惑行為や社会に対する迷惑行為に該当する、様々なタイプの日常的迷惑行為が規制されているが、その規定のあり方は一様ではなく、また、他の法令との適用関係や、規制方式なども極めて複雑である。こうした状況の下、これらの諸規定の背後にある実質的な規制原理を明確化・体系化しつつ、刑罰、非刑事的制裁及び禁止命令などの多様な規制手段を考慮した、より望ましい規制のあり方について立法論的・制度設計的な提言を行うことを意図した。

3. 研究の方法

平成28年度にはイギリスにおける2014年改正法の研究を、平成29年度にはドイツにおける日常的迷惑行為に対する諸規制の調査及び法益論・規範論に関する基礎理論の研究を、平成30年度にはスイス・オーストリアにおける日常的迷惑行為に対する諸規制の調査・研究を行うこととした。特に、ドイツ語圏各国における短期の研究滞在を通じて、ドイツやオーストリアにおけるストーキング規制やセクシャルハラスメント規制、及びスイスにおけるセクシャルハラスメント規制や「卑わいな言動」規制などにつき、研究者や実務法曹に対するインタビューや文献調査を通じて、その実情を分析することとした。

最終年度には、前年度までに得られた比較法的知見を元にして、我が国の日常的迷惑行為に対する諸規制に関する調査・分析を行い、解釈論的、立法論的提言をまとめて公表する予定とした。

現地の法令及び現実の適用状況の調査や基礎的な資料の収集のため、また、国内外の専門家との意見交換のため、複数回の国内外への出張を予定した。研究成果は適宜、学会・研究会で報告し、その反応を更なる研究にフィードバックさせる予定である。

4. 研究成果

(1) 「犯罪の温床」としての「家庭」の構造

本研究においては、ドメスティック・バイオレンス(DV)を巡る問題(DV反撃殺人事例)、家庭における性犯罪、児童の受動喫煙防止、親による子の奪い合いと拐取罪の成否、親族相盗例、いわゆる「赤ちゃんポスト」を巡る問題、家族が死亡した後の遺体の放置と死体遺棄罪、児童虐待、人工妊娠中絶、子の予防接種を巡る問題といった多様な問題を分析した。これらは全て、家族構成員による、「家庭」という場で生じる犯罪という点で固有の共通性を有する。

そもそも、家庭とは外の世界から家族構成員を守るための場である。特に、児童のような脆弱な者にとっては、外の世界は時に厳しい場所となり得るのであり、そのような厳しい外界から脆弱者を守るための場として家庭が機能している。そして、外界の干渉から家族構成員を守るために、家庭には一定の自律性が認められている(これを「部分社会」と言っても良い)。したがって、その中で一定の問題事象が生じたとしても、国家はなるべく干渉・介入をせず、家庭内における解決に委ねたほうが良い場合もあり得る。本研究で検討対象とした親族相盗例は、その代表例と考えられている。

しかし、このような家庭の自律的な保護機能は、外部からの介入可能性を低下させることにより、家庭内で何が起きているのかを外から見えにくくさせてしまう。こうした可視性の低さにより、問題事象が発生しやすくなるのみならず、いったん生じた問題事象が隠蔽されやすくなり、したがって問題事象が継続しやすくなる。家庭が有するこうした構造は、様々な犯罪・問題事象の「温床」と言える。

(2) 家庭において生じる犯罪・問題事象の個別的分析

本研究においては、家庭内において生じる犯罪・問題事象として様々なものを検討対象とし、一定の解決枠組みを提示した。その代表的なものを以下で説明する。

児童に対する性犯罪

本研究では、(1)で示したような「犯罪の温床」としての家庭で生じる典型的な犯罪として、児童に対する性犯罪を扱った。児童に対する性犯罪は刑法典や児童福祉法、条例などで分散的に規定されているが、2017年の刑法改正によって新たに導入された監護者性交等・わいせつ罪(刑法179条)が、家庭内における性犯罪としては特に重要である。

親などの身分や雇用関係などに基づいて保護・監督する児童に対する性犯罪を、(旧)強姦罪・準強姦罪とは別個に規定しようとする立法動向は、従来から存在したところである。例えば、1940年の改正刑法仮案第394条や、1974年の改正刑法草案第301条は、こうした地位利用型の性犯罪を規定していた。しかし、監護者性交等・わいせつ罪は、親子間の長年の虐待などで、当該児童が親に対して抵抗する意欲をおよそ喪失している(あるいは、親に迎合している)状況下で、その状況に乗じて、親が当該児童に対して性交等・わいせつ行為をする事例を想定して新設された既定であり、端的に言えば「家庭内での児童に対する性犯罪」に特化した規定である。

本研究では、こうした監護者性交等・わいせつ罪の保護法益を、1)監護者と被監護者という親子関係あるいはそれに類似した関係によって、被害児童の意思自由又は性的自由(性的自己決定)が典型的に害されることを理由とするアプローチと、2)監護者という関係を有する者に課せられた、児童の性的な健全発達に関する特別な保護責任を理由とするアプローチの2つに整理した。そして、2)のアプローチこそが、児童に対する性犯罪を規定する様々な法規範(児童福祉法、児童買春防止法、児童に関する条例)における保護法益(児童の性的な健全発達)とも平仄があったものであり、本罪の法定刑の重さ(5年以上の懲役)を基礎づけるに足るものであると結論付けた。

親による子の奪い合いと拐取罪の成否

本研究では、親による子の奪い合いと呼ばれる、極めてアクチュアリティを有する問題についても検討を加えた。両親の離婚に先立って、一方の親が共同生活の場から離脱する際に、我が子を他方の親に無断で連れて行く事態はしばしば発生する。また、我が子をどうしても自分の手元に取り戻したいと願い、別居中の他方の親から我が子を「奪う」ことも決して珍しくない。本研究では、前者を「共同生活離脱型」、後者を「別居連れ去り型」と命名し、それぞれの問題構造に応じた形で未成年者略取誘拐罪(刑法224条)の成否を検討した。

こうした事態は、国内に留まるものではなく、近年の国際結婚の増加に伴い、国境を跨いで行われる事例も散見される。例えば、外国で結婚した夫婦のうちの一方が、離婚に先立って我が子を連れて他方に無断で日本に帰国する事例や、日本で結婚した夫婦のうちの一方が、別居中の他方の下で生活する我が子を連れ去って自分の母国に帰国する事例など、様々な形で、国境を跨いだ我が子の奪い合いが生じるのである。こうした事態については、我が国も2014年に加入したハーグ子奪取条約が規定するところである。

しかし、これらの子を巡る親同士の対立は、必ずしも民事法的な解決手段によっては十分ではない場合がある。そこで、本研究では、ドイツ語圏(ドイツ、スイス、オーストリア)を中心としつつ、イギリス、アメリカ、フランス、カナダ、台湾など、広く比較法的な分析を行い、いか

なる場合に刑事法的な介入がなされているのかを検討した。その結果、我が国における共同親権者間の子の奪い合いを巡る判断構造が、比較法的に見て極めて特異である点を抽出しつつ、拐取罪の構成要件該当性判断や違法性阻却判断において考慮されるべき要素の明確化を図った。その過程で、未成年者の拐取を巡る各国の犯罪の規定構造を分析し、我が国においても、「監護権」を中心とした未成年者拐取罪の理解を徹底すべきである旨主張した。

児童虐待と懲戒権

児童虐待という現象自体は古くから存在するが、我が国において児童虐待が大きな社会問題として認識されるようになり、その対策のために児童虐待の防止等に関する法律（以下、児童虐待防止法とする）が制定されたのは、今から約 20 年前の 2000 年（平成 12 年）である。その後、児童相談所での児童虐待相談対応件数は年々増加し、2019 年度（令和元年度）は前年度の 159,838 件から大幅に増加し、過去最多の 19 万 3780 件（速報値）に上っている。その増加分の殆どは、配偶者の一方が子の前で他方の配偶者に DV を行ういわゆる「面前 DV」を代表とする心理的虐待（10 万 9118 件）そして身体的虐待（4 万 9240 件）である。

このような相談件数の増加に伴い、2019 年の児童虐待検挙件数も大幅に増加している。令和 2 年度犯罪白書によれば、2019 年の検挙件数は 1972 件であり、2018 年の検挙件数（1380 件）と比較して 42.9%増加している。その増加分の多くを占めるのは、傷害（572 件から 848 件に増加）及び暴行（455 件から 703 件に増加）である。このような検挙件数の増加は、児童虐待による傷害・暴行を事件として認識し検挙する意識が捜査機関において高まっていることの反映と見ることができよう。

前述したような意識が高まる中で、少なくとも現実に生じた法益侵害結果のみに着目すれば、従来であれば起訴がなされたか疑わしいような事案が起訴され、有罪となる裁判例が散見される。本研究では、そのような、いわば当罰性の「下限」を巡る事案について集中的に検討を行い、児童虐待防止法 14 条 1 項の体罰禁止規定の新設（2019 年改正）や懲戒権規定の改正動向をもフォローしつつ、体罰禁止というメッセージの有する刑事法的な効果とその限界について検討を加えた。

（3）家庭以外における日常的迷惑行為とその刑事法的介入の限界

家庭という場以外でも、親密圏における迷惑行為の代表としてストーカー行為に関する研究を進め、また、日常生活でありふれた行為としての著作権法に抵触する行為についても、本研究においては検討を進めた。

リーチサイト規制と違法ダウンロード対象拡大を巡る研究

2020 年著作権法改正においては、インターネット上のいわゆる海賊版対策に関する新たな規制が設けられている。こうした規制は、1）リーチサイト規制に関するものと、2）ダウンロード違法化の対象拡大に関するものとに大別することができる。

リーチサイトとは、「著作権侵害コンテンツを蔵置している他のウェブサイトへのリンクを提供するサイト」である。したがって、リンク設定行為自体が著作権侵害であるとされる限り、本改正により新たな規制を設ける必要はないとも言える。

例えば、児童ポルノのようにデータの内容自体が違法性を帯びる場合については、既にアップロードされた画像などにリンクを貼る行為や、その改変 URL を掲記する行為につき、児童ポルノ公然陳列罪（の正犯）が成立するとされる。ここでは、「公然陳列」が「不特定又は多数の者が認識できる状態に置くこと」と解された上で、リンク設定行為や改変 URL の掲示行為であっても、新たな法益侵害の危険性及び行為態様の類似性から見てアップロード行為と同視できる場合には、なお「公然陳列」に当たるとされる。

これに対して、公衆送信権侵害との関係では、このような広汎な解釈を採ることは容易ではない。というのは、従来の著作権法における通説的見解によれば、公衆送信権侵害はあくまでも著作物の送信行為を前提とし（著作権法第 2 条第 1 項第 7 号の 2 参照）URL 情報の送信に過ぎないリンクの設定はこれに含まれないと解されているからである。したがって、リンク設定行為に関する新たな処罰規定を創出する必要があった。そこで導入されたのが、リーチサイト規制である。本研究では、このようなリーチサイト規制について、立法事実の存在については肯定しつつ、リーチサイトという「場」を運営する罪についても親告罪化した点については批判的な分析を行った。

また、違法ダウンロードの対象拡大については、その保護法益の慎重な検討が必要である点や行為規範としてあまりにも複雑化している点を指摘しつつ、2020 年改正で導入された新たな主観的要件の規定については、刑事法学の立場からはおよそ是認できないものである点も併せて論じた。

ストーカー行為等規制法についての研究

本研究では、ストーカー行為等規制法に関する近時の最高裁判例についても研究対象とした。ストーカー行為等規制法は、対象者に対するつきまとい等を反復する行為について、「ストーカー行為」として処罰対象としている。そして、「つきまとい等」については、第 2 条第 1 項第 1 号から第 8 号において詳細に規定している。しかし、いわゆるストーカー的な行為は極めて多種多様なものがあり、それらが第 1 号から第 8 号のいずれかにうまく当てはまるとは言いがたい場合に、既存の規定をどのように解釈すべきかが大きな問題となる。

近時、このような観点から問題となる事案として特に論じられているのが、行為者が対象者の自動車に GPS を取り付け、その後その位置情報を取得する行為が、第 1 号の規定する「住居等の付近」における「見張り」に該当するか否かである。最判令和 2 年 7 月 30 日は、2 つの判決をもって、この問題について否定的判断を示した。

本研究では、こうした最高裁の判断が、1) 条文の文言解釈として自然であるのみならず、2) ストーカー行為等規制法がこれまで複数回に渉り改正され、その都度処罰対象行為が付加されたことに鑑みると、同法のような日常生活規制立法について、法の目的に依拠した拡張解釈を行うことが妥当ではない局面があり、むしろ法改正こそが本筋であるというメッセージを提示したものとして分析した。すなわち、時代の進展に合わせるべく、司法府よりも立法府による迅速な対応が望ましい局面であると分析した上で、日常的迷惑行為の規制に関する司法と立法とのある種の協働であると評価した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計34件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 58巻1号
2. 論文標題 開かれた客観的帰属論とその敵	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 119-135
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 深町晋也	4. 巻 663号
2. 論文標題 家族と刑法：家庭は犯罪の温床か？第12回（最終回）子が親から「しつけ」を受けるとき	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 書齋の窓	6. 最初と最後の頁 4-14
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 深町晋也	4. 巻 91巻6号
2. 論文標題 インターネットにおけるリンク設定行為の刑法的課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 64-70
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 深町晋也	4. 巻 59巻6号
2. 論文標題 実務に活かす 判例登記法（第24回）不動産登記と1項詐欺罪の成否 [京都地裁平成26.3.25判決]	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 登記情報	6. 最初と最後の頁 69-74
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 91巻11号
2. 論文標題 拐取罪を巡る比較法的・沿革的分析(14・最終回)親による未成年の子の奪い合いと拐取罪の成否を巡る諸問題：日本法の新たな地層	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 116-122
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 667号
2. 論文標題 家族と刑法・ドイツ番外編(第2回)親が子に麻疹の予防接種を受けさせないとき(その1)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 書齋の窓	6. 最初と最後の頁 9-19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 668号
2. 論文標題 家族と刑法・ドイツ番外編(第3回・最終回)親が子に麻疹の予防接種を受けさせないとき(その2)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 書齋の窓	6. 最初と最後の頁 19-28
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 657号
2. 論文標題 家族と刑法 第7回 家族によって自分の大切なものが奪われるとき	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 書齋の窓	6. 最初と最後の頁 15-23頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 658号
2. 論文標題 家族と刑法 第8回 両親が子どもを巡って互いに争うとき その1	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 書齋の窓	6. 最初と最後の頁 15-23頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 659号
2. 論文標題 家族と刑法 第9回 両親が子どもを巡って互いに争うとき その2	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 書齋の窓	6. 最初と最後の頁 33-43頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 660号
2. 論文標題 家族と刑法 第10回 死者がその家族によって申われないとき	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 書齋の窓	6. 最初と最後の頁 28-38頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 661号
2. 論文標題 家族と刑法 第11回 子どもが親による保護を受けられないとき	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 書齋の窓	6. 最初と最後の頁 30-38頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 1121号
2. 論文標題 リーチサイトの刑法的規制について	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 4-11頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 90巻11号
2. 論文標題 スイス刑法における未成年の子の奪い合いを巡る議論状況(上)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 107-113頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 90巻12号
2. 論文標題 スイス刑法における未成年の子の奪い合いを巡る議論状況(下)	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 105-111頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 457号
2. 論文標題 刑事政策の新動向(第7回) 性犯罪	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 107-114頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 58号
2. 論文標題 DV反撃殺人事例と緊急避難	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 刑事法ジャーナル	6. 最初と最後の頁 7-19頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 68巻2号
2. 論文標題 ドイツ語圏各国における強盗と恐喝	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 神戸法学雑誌	6. 最初と最後の頁 355-388頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 679号
2. 論文標題 AIネットワーク化における刑事法の論点	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 自治実務セミナー	6. 最初と最後の頁 18-21頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 56巻2号
2. 論文標題 自動運転者に関するAIを巡る刑事責任について	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 罪と罰	6. 最初と最後の頁 35-46頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 97号
2. 論文標題 家庭内における児童に対する性的虐待の刑法的規律 監護者性交等・わいせつ罪（刑法 179 条）を中心に	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 立教法学	6. 最初と最後の頁 185-231
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 759号
2. 論文標題 性犯罪から学ぶ刑法	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 32-37
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 89巻11号
2. 論文標題 ドイツ刑法における未成年者の引離しを巡る議論状況（上）	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 128-134
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 89巻12号
2. 論文標題 ドイツ刑法における未成年者の引離しを巡る議論状況（下）	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 110-116
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 89巻9号
2. 論文標題 ドイツにおける2016年性刑法改正について 我が国の性犯罪規定における暴行・脅迫要件の未来	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 97-103
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Shinya Fukamachi	4. 巻 8/2017
2. 論文標題 Ueber die Reform des Sexualstrafrechts in Japan. Ein Vergleich mit dem deutschen Strafrecht	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 Goltdammer's Archiv fuer Strafrecht	6. 最初と最後の頁 444-456
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 88巻11号
2. 論文標題 児童に対する性犯罪規定を巡る現状と課題	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 73-79
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 651
2. 論文標題 家族と刑法：家庭は犯罪の温床か？第1回 DVの被害者が加害者に反撃するとき(その1)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 書齋の窓	6. 最初と最後の頁 22-27
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 652
2. 論文標題 家族と刑法：家庭は犯罪の温床か？第2回 DVの被害者が加害者に反撃するとき(その2)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 書齋の窓	6. 最初と最後の頁 9-17
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 653
2. 論文標題 家族と刑法：家庭は犯罪の温床か？第3回 児童が家庭の中で性的虐待に遭うとき(その1)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 書齋の窓	6. 最初と最後の頁 9-16
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 654
2. 論文標題 家族と刑法：家庭は犯罪の温床か？第4回 児童が家庭の中で性的虐待に遭うとき(その2)	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 書齋の窓	6. 最初と最後の頁 9-18
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 655
2. 論文標題 家族と刑法：家庭は犯罪の温床か？第5回 家庭において児童ポルノが作り出されるとき	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 書齋の窓	6. 最初と最後の頁 21-28
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 656
2. 論文標題 家族と刑法：家庭は犯罪の温床か？第6回 児童が家庭でタバコの煙に苛まれるとき	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 書齋の窓	6. 最初と最後の頁 22-31
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 深町晋也	4. 巻 92巻8号
2. 論文標題 著作権を巡る強制と自制のあいだ：企画趣旨をかねて（小特集 著作権法改正の法的課題とその分析）	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 69-76
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計12件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 深町晋也
2. 発表標題 児童虐待と親の懲戒権 刑法の観点から
3. 学会等名 日本刑法学会（第97回大会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 深町晋也
2. 発表標題 日本の性刑法の過去、現在そして未来
3. 学会等名 国立臺灣大学法律学院主催講演会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 深町晋也
2. 発表標題 DV反撃殺人事例と緊急避難
3. 学会等名 北大刑事法研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 深町晋也
2. 発表標題 緊急避難論の現代的課題
3. 学会等名 日本刑法学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 深町晋也
2. 発表標題 ドイツ語圏各国における両親による子の奪い合いを巡る刑法上の諸問題
3. 学会等名 家族と法研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 深町晋也
2. 発表標題 判例評釈（最決平成29年12月11日）
3. 学会等名 東京大学刑事判例研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 深町晋也
2. 発表標題 ドイツ語圏各国における強盗罪及びその関連犯罪
3. 学会等名 日本刑法学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 深町晋也
2. 発表標題 開かれた客観的帰属論とその敵
3. 学会等名 日本刑法学会関西部会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 深町晋也
2. 発表標題 リーチサイト規制の諸問題
3. 学会等名 情報ネットワーク法学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Shinya Fukamachi
2. 発表標題 Internetstrafrecht in Japan
3. 学会等名 Tagung zum Japanisch-Deutschen Strafrechtsvergleich (招待講演)
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 深町晋也
2. 発表標題 インターネットにおけるハラスメント規制の現状と課題
3. 学会等名 情報ネットワーク法学会
4. 発表年 2016年

1. 発表者名 深町晋也
2. 発表標題 GPS 装置による位置情報取得行為 のストーカー行為等規制法における擬律
3. 学会等名 北大刑事法研究会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 山下純司・深町晋也・高橋信行	4. 発行年 2019年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 232
3. 書名 学生生活の法学入門	

1. 著者名 深町晋也	4. 発行年 2018年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 273頁
3. 書名 緊急避難の理論とアクチュアリティ	

1. 著者名 弥永真生、宍戸常寿、工藤郁子、大屋雄裕、山本龍彦、横田明美、木村真生子、市川芳治、後藤元、深町晋也、笹倉宏紀、福井健策、岩本誠吾	4. 発行年 2018年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 328頁
3. 書名 ロボット・AIと法	

1. 著者名 深町晋也（山口厚 = 佐伯仁志 = 今井猛嘉 = 橋爪隆編著）	4. 発行年 2017年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 602(41)
3. 書名 西田典之先生献呈論文集	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------